

電気自動車の購入を補助します



自動車使用に伴う温室効果ガスの排出削減を図るため、電気自動車の購入に対して補助を行います。

対象自動車

- 平成30年4月1日以降に車両登録をした、リチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする、乗車定員4人以上の新車

対象者

電気自動車を自ら使用する目的で購入する個人又は法人で次の要件を満たすもの

- 補助金交付申請日、補助金交付日に個人にあっては市内に住所を、法人にあっては市内に事業所を有し、車両の使用の本拠を置くこと
- 市税を完納していること

※既に補助金を受給したことがある個人又は法人は、対象になりません。
(電気自動車を増車する場合を除く。)

補助金交付条件

- 補助事業実績報告書を平成31年3月29日までに提出すること
- 補助金交付後に、省エネレポートを提出すること

補助金額

- 1台あたり10万円

(個人または法人につき、一年度に1台) ※先着60台

処分の制限

補助対象車両は、その法定耐用年数の期間、適切な管理をお願いします。なお、法定耐用年数期間内に当該車両の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けることが必要です。

その際は、原則として補助金(全部又は一部)の返納が条件となります。

- 自動車の法定耐用年数期間の保有義務
(軽自動車:4年、普通自動車:6年)

【申請及びお問い合わせはこちらまで】

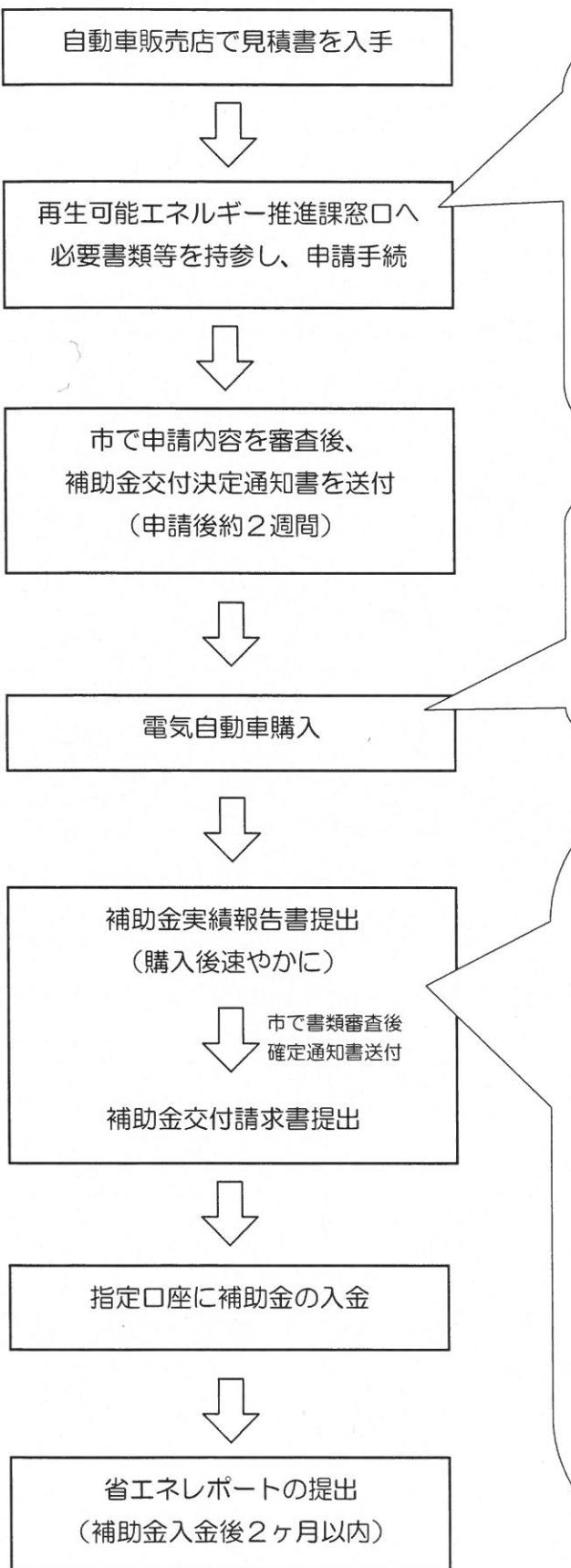
鹿児島市 環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課 (みなと大通り別館4階)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1479 FAX 099-216-1292

Email: saiene@city.kagoshima.lg.jp

補助金の交付までの流れ



【申請手続きに必要な書類等】

- ①電気自動車普及促進事業補助金交付申請書兼
市税納付状況調査同意書
- ②車両本体価格の記載がある見積書の写し又はこ
れに代わる書類の写し
- ③法人の場合、市内に事業所があることを証する
書類（登記簿謄本の写し、確定申告書Bの写し、
営業証明など）
- ④印鑑（シャチハタなどのスタンプ印は不可）

※支所での申請、郵送での申請はできません。

※自動車の購入についての注意事項

市から送付する補助金交付決定通知書を受領す
る前に自動車を購入しないでください。

補助金の交付決定前に購入した場合は、補助金
の交付ができません。

【実績報告等手続きに必要な書類等】

- ①電気自動車普及促進事業補助金実績報告書
- ②自動車検査証の写し
- ③車両代金の領収書の写し
- ④購入車両の写真
 - ・ナンバーがわかる正面からのもの
 - ・全体が写っている横からのもの
- ⑤電気自動車普及促進事業補助金交付請求書
- ⑥申請者本人名義の補助金振込先口座の通帳の写
し（支店名、口座番号等がわかるもの）
- ⑦クレジット契約等により、車検証の所有者と使
用者が異なる場合、
 - ・保管場所標章番号通知書の写し、または
 - ・申請者が保険契約者である任意保険の自動車
保険証の写し
- ⑧印鑑（申請書に押印した印鑑と同じもの）

※実績報告書・請求書の提出は郵送でもできます。

※予算には限りがあり、申請期間内でも
受付を終了する場合があります。